

公益財団法人 日本下水道新技術機構

第14回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成28年10月5日(水) 14時55分から15時45分
- 2 開催された場所 公益財団法人 日本下水道新技術機構 8階特別会議室
- 3 理事総数 7名
- 4 出席理事数 5名
(出席) 江藤 隆 岡久 宏史 永澤 章行 長澤 毅
花木 啓祐
(欠席) 大村 達夫 手島 康博
(監事出席) 穂本 守雄 丸山 淳一
- 5 議案及び報告事項
議案(決議事項)
第1号議案 組織規程の一部改正に関する件
第2号議案 重要な使用人(参与)の選定に関する件

報告事項
(1) 第9回評議員会開催報告
(2) 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告
- 6 議事の経過の要領及びその結果
 - (1) 議決に加わらない決議事項への事前申し出及び議決数の報告
古瀬事務局長から、理事の中で、特別の利害関係を有するため議決に加わることができない決議事項があれば、議決の前に議長に申し出をされるよう説明があった。そのうえで、本理事会の出席者数は7名中5名出席であり、特別の利害関係を有すると申し出をされる理事がいなければ、本理事会での決議事項は成立することの報告があった。
 - (2) 議長の選出
古瀬事務局長から、理事会運営規則第6条第1項の規定により「理事会の議長は、理事長がこれに当たる」と定められていることの説明があり、これに則り江藤理事長が議長を務めることとなった。
 - (3) 議事録署名人の報告
江藤議長から、議事録署名人は、定款第43条第2項の規定により出席した代表理事及び監事であることから、江藤理事長と穂本、丸山両監事が議事録署名人になることの報告があった。

(4) 議案の審議状況及び決議結果等

○決議事項

第1号議案 組織規程の一部改正に関する件

第2号議案 重要な使用人(参与)の選定に関する件

議長から、第1号議案及び第2号議案は関連議案につき、事務局に対し両議案を一括して説明するよう求められた。このあと、事務局から、第1号議案については、今日、下水道事業の抱える課題は多種・多様化してきており、これら課題解決の迅速・効率化を図るため、新たに機構に重要な使用人として参与を設けることについて提案理由説明があった。

引き続き、第2号議案について、事務局から、重要な使用人の選定・解任は理事会の決議事項になっているが、理事長の特命事項を職務とする参与を重要な使用人として位置付け、その候補者として塩路勝久氏を選定することについて提案理由説明の後、理事会の承認が得られたなら、平成28年10月5日付で採用することとし、任期は平成29年6月末日までとしたいことの説明があった。

このあと、第1号議案及び第2号議案に関して、次の発言・質疑応答があった。

花木理事 参与の選任に関し一般的なルールについて聞きたい。今後、ほかの者を参与として任命することもあると思うが、任期も含めて理事会に諮るのか。それから、任期を延長する必要がある場合も理事会に諮ることになるのか。

江藤議長 参与の職務は、理事長の特命事項を処理することとなっている。今後、ほかの者を参与として選任する場合も、その特命事項の内容により任期を明らかにして理事会に諮ることにはしたい。また、任期を延長する場合も、手続きとして、その都度理事会に諮ることにはしたいと考えている。

永澤理事 第2号議案に、参与の主な職務として下水道管路関係の課題解決に取り組むことが書かれているが、任期である来年の6月までに、目的を達成するということなのか。

丸山監事 ただ今の永澤理事のご発言に関連するが、任期を来年の6月としているのは、この時期に機構の役割である関係法人の「橋わたし」の部分について何か提言するということなのか。

江藤議長 下水道管路関係法人の多くは6月に総会等を開催して決算処理を行い、その後、新年度の業務に取り組んでいる。従って、この時期までに課題解決の方向性あるいは一定の成果を出したいと考えている。

花木理事 今回は、参与の任期は来年6月までの期間ということであるが、一般論として、今後、参与を任命する場合、例えば、任期が1年半といったケースはあり得るか。

江藤議長 今後、参与を任命する場合において、その参与に与えられた特命事項の内容によっては、そのようなケースもあり得ると考えている。

穉本監事 参与の職務内容をみると、業務は結構大変だと思われるが、参与が単独で行うことになるのか。

江藤議長 参与の業務執行において、事務局の職員が手伝うこともあると考えるが、職員も多忙であることから、状況を見つつ適切に対応してまいりたい。

長澤理事 組織規程(案)を見ると、事務局に参与を置くことができるとしているが、理事長の特命事項担当なので事務局に置く必要はないのではないか。

事務局 定款第 47 条に、事務局には別に定める組織及び所要の職員を置くとしており、参与も含めて職員は事務局に配置することになっている。このことから、規程（案）は、事務局に参与を置くことができるとしたものである。

長澤理事 参与の任期に関して、今回の参与候補者の任期は来年の 6 月までとしている。参与の選任について理事会で審議することに異論はないが、任期については理事会ではなく理事長権限で定めてもよいのではないか。

穂本監事 参与について組織規程（案）は「必要に応じ」参与を置くことができるとしている。従って、他のポストとは異なりアドホック的なものであるため、その意味合いから、任期は有期であると理解できる。従って、今回のように任期を明らかにして理事会に諮った方がよいのではないかと考える。

丸山監事 今回のご提案に関しては、ある目的達成のために、参与を置く理由、職務内容や任期も示してあり、限定的に置くという印象を受けるが、今後も参与の選任においては、このような形で理事会に諮るのか。

江藤議長 新法人への移行前の旧法人時代にも参与を設置していたが、参与の要件や任期等が明確でなかったことから、新法人への移行を機に廃止した。今回は、このような経緯を踏まえて、参与を必要とする理由、職務内容、候補者要件及び任期を明らかにして提案させていただいたものであるが、今後、参与を任命する場合も、このような形で理事会にお諮りしたいと考えている。

なお、これまでの議論の中でポイントは 2 つあって、1 つは任期を明示するかどうか、もう 1 つは任期の幅である。これらの取扱いについては、まさしく理事会の議決事項なので、この場で決めていただきたい。

丸山監事 従来は不明朗な役職やポストの存在する法人も見受けられ、批判の対象になったが、今回はどうしても必要なものについて限定的に置くということなので、新公益法人制度に移行するときの趣旨に沿った考えだと理解している。任期は、来年の 6 月までとしているが、この時期までに目的達成の確実性があれば、任期を明示してよいのではないかと思う。

花木理事 任期について、規程（案）の条文に「必要に応じ」とあり、それが有期であることは読めるのだが、外からも分かるように任期を明示して諮るということであれば、それでよいのではないかと考える。

以上のほか、意見・質問はなく、先ず、議長が第 1 号議案「組織規程の一部改正に関する件」について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

次に、議長が第 2 号議案「重要な使用人（参与）の選定に関する件」について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

なお、本理事会において参与に選任された者の氏名は以下のとおりである。

参与 塩路 勝久

○報告事項

(1) 第 9 回評議員会開催結果について報告があった。

(2) 代表理事（江藤理事長）及び業務執行理事（岡久専務理事）から職務執行状況の報告があった。

以上をもって議案及び報告事項について、すべて終了したので、15時45分、議長は閉会を宣し、解散した。


以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成 28 年 10 月 5 日

代表理事

江藤 隆 

監 事

穂本 守雄 

監 事

丸山 淳一 

